

株式会社日本保育サービス行動計画

当社では次世代育成支援対策推進法に基づき以下の行動計画を作成しました。職員の皆さんが仕事と子育ての両立の実現と、子育てをしていない職員の皆さんも含めた全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮でき、利用者及び地域に貢献できるようにするため、4つの目標を掲げました。

1 計画期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内 容

目標 . 子どもが生まれる男性職員が出産予定日の前後 2 週間以内で 3 日以内に取得できる特別休暇（出産休暇）を導入し、取得率を 30%以上にする。

平成 21 年 4 月～ : 制度の詳細を検討する。

平成 21 年 9 月～ : 掲示板等を活用した周知・啓蒙の実施

目標 . 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：期間中 1 人以上取得する。

女性職員：取得率を 70%以上取得する。

平成 21 年 4 月～ : 周知のためのパンフレットを作成し、従業員に配布する。

平成 21 年 9 月～ : 従業員に取組みの方針や内容を周知する。

平成 21 年 10 月～ : 業務の進め方を見直して効率化を進める。

目標 . 子育てサービスの費用援助の利用促進

平成 21 年 4 月～ : 『育児・介護サービス利用費用助成に関する規則』に則り援助を受けられることの周知・啓蒙

目標 . 子の看護休暇制度（無給）を有給にする。

平成 21 年 4 月～ : 制度の詳細を検討する。

平成 21 年 9 月～ : 掲示板等を活用した周知・啓蒙の実施

平成 21 年 3 月 25 日作成
株式会社日本保育サービス